令和2年度教育委員会臨時会議事録(要旨)

開催日時 令和2年9月29日(火) 1

開会:午前9時30分 閉会:午前9時45分

- 開催場所 別館大会議室 2
- 会議次第
 - ○議案第43号 第3期教育振興基本計画の策定について
 - ○議案第44号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
 - ○議案第45号 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び 公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正につい
 - ○議案第46号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - ○議案第47号 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育 委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員

島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員

5 事務局出席者

> 平尾教育部長、橋詰教育部次長、青山教育総務課長、上杉同課長補佐、駒井同課主査、 西本同課主任

- 6 会議を傍聴した者
- (1) 一般傍聴者
- 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人

7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 全て公開

○議案第43号 第3期教育振興基本計画の策定について

【説明】

○上杉教育総務課長補佐 これまで各種会議で議論いただき策定してきた第3期教育振興基本計画の策定について議決を求めるものである。基本理念として「新しい価値と可能性を追求する大津の教育 ~多様性を尊重し自立する人~」を掲げ、5つの基本方針、5つの重点アクション、20の施策項目により、令和6年度までの5年間の大津市の教育の方向性を示すものである。なお、教育大綱としては、本日の午後採決される予定である。

【質 疑】 なし

【採 决】 可決

- ○議案第44号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- ○議案第45号 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正について

【説明】

○青山教育総務課長 本2議案は、10月1日付けで葛川公民館、及び平野公民館が廃止され コミュニティセンターとなることに伴う改正である。

改正内容については、教育委員会が所管する公印、及び教育委員会所管の施設を個人演説会に使用する際の費用や設備の程度について、それぞれ葛川公民館・平野公民館に係る部分を削るという改正を行うものである。

【質 疑】 なし

【採 决】 可決

○議案第46号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

【説明】

○青山教育総務課長 本議案は、会計年度任用職員の職の創設等に伴い、所要の改正を行うものである。

改正内容については、これまでの非正規嘱託職員及び臨時職員の大半が、会計年度任用職員 及び特別職の職員として整理されたことに伴い、10ページの新旧対照表にあるとおり、現行 の大津市教育委員会事務決裁規程別表第1号の表2の部2の項第6号と第7号をまとめて、新 たな第6号において非正規職員の任免に関する規定を課長専決事項として位置づける一方で、 一部、教育委員会事務局全般にまたがるような特別な職を置く際に備えて、別表第2号の表教 育総務課の部4の款1の項において、教育長の決裁を要する場合の規定を置くものである。

なお、これらの改正については、大津市事務決裁規程も同様であり、それに準じるものとなる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第47号 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○青山教育総務課長 本議案は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例及び同施行規則の改正に伴い、コンプライアンス推進本部に関する規定の削除等、所要の改正を行うものである。

条例及び大津市条例施行規則の改正内容については、公益目的通報対象事実に関する調査の 規定の整理などいくつかあるが、教育委員会の規則に関連するものとしては、大津市条例施行 規則に記載すべき事項を再整理したことが挙げられる。具体的には、「コンプライアンス推進 本部」について、条文を再整理した上で、同本部の本部員、推進員、幹事について、従来は市 長部局内の職のみ規定していたものであるが、市長において設置する本部であることから、他 の執行機関の職についても、誰に委嘱するかを、同規則にて規定することとなった。

これに伴い、教育委員会規則第4条において規定していた推進本部の職に関する規定が不要となることから、削除するものである。

また、第3条については、従来は、条例において、「各部局にコンプライアンス推進員を置く」としていたが、それぞれの執行機関の内部組織については、各執行機関における規則で直接定めるべきであるとして、条例上の同規定が削除されるため、教育委員会規則において、コンプライアンス推進員の設置根拠を新たに第1項として加えるものである。

【質 疑】 なし

【採 决】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言